

京都市告示第567号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する行為のうち、石川県又は富山県(以下「被災地」という。)に住所(法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、主たる事務所又は事業所)を有する者に係るもの及び被災地に源泉徴収に係る所得税の納税地がある特別徴収義務者に係るもの(被災地に所在する事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。)で、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

令和6年1月19日

京都市長 門川 大作
(行財政局税務部税制課)